まん延防止等重点措置が適用された場合の

県内の雇用調整助成金の特例の取扱いについて

まん延防止等重点措置の対象区域において知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、雇用調整助成金の助成率を最大10／10に引き上げる特例が適用になります。

○助成率の引き上げ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 助成率（解雇等がある場合） | 助成率（解雇等がない場合） | 日額上限額 |
| 中小企業 | 4/5 | 9/10　→　**10/10** | 13,500円　→　**15,000円** |
| 大企業 | 2/3　→　4/5 | 3/4　→　10/10 | 13,500円　→　15,000円 |

○特例の対象となる区域及び期間

区域：金沢市

期間：令和３年５月１６日～６月３０日

※７月以降の特例については、今後、国において検討

○対象となる休業等

知事による営業時間短縮等の要請等を受け、金沢市内で事業を行う飲食店等の事業主が、営業時間の短縮、酒類の提供自粛、カラオケ設備利用の自粛、収容率・人数上限の制限等に協力し、要請等の対象施設で雇用する労働者の休業等を行った場合

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター

0120－60－3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）